

桜川市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 桜川市新庁舎の建設に関する事項の調査及び審議をするため、桜川市新庁舎建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、新庁舎の建設に関する必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体等の役員等
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、委員を補充することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときに関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成29年8月1日から施行する。

(委員招集の特例)

第2条 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に行う会議は、市長が招集する。